

令和 7 年度 ICT 事業拡大支援事業補助金

Q&A

■補助要件

□個人事業主でもいいのか？ → 個人事業主も対象です。

□本社は島外で支店が島内の会社は申請できるのか？

→ 島外事業者（本店等）は申請不可。ただし、島内の事業者（支店等）として申請することは可能。

■補助内容

□「新たにデジタルを活用して業務拡大を図る事業」とは例えば？

- ・業務効率化ソフトウェア・クラウドサービス導入（勤怠管理システム、保育システム等）
- ・アナログ作業を効率化する機器・システム導入（業務用スキャナー、生育管理システム等）
- ・インバウンド受入対策としてのキャッシュレス環境整備、多言語化システム導入など

□「機器購入」はどの範囲まで認められるのか？

- ・モノの性質・用途を踏まえて個別判断
- ・汎用性があり目的外使用になり得るもの（例：PC、タブレット、スマホ、テレビ及び周辺機器、家庭用プリンター、Microsoft office 等の汎用ソフトウェアなど）の購入費用は原則補助対象外

□機材のレンタルは可能か？

→ 原則可能。ただし長期リース等で資産形成とみなされるものは対象外の可能性あり。

□補助対象になるかの判断に迷う場合は？

→ 申請前に奄美市ホームページ問い合わせフォームよりご相談ください。

<https://logoform.jp/form/3bCu/734676>



□補助対象となるか？（あくまで目安です。ご参考までにご確認ください。）

内 容	可 否	備 考
キャッシュレス決済システム	○	システムに係る費用以外（決済手数料等）は対象外
クラウドサービス	○	初期導入費、月額利用料（※） ※交付決定後～R8.2月分（支払も2月までに完了するものに限る） ※年払いの場合、上記の期間で算出した分を補助対象とします。

Wi-Fi ルーター等付随装置	△	工事費を除く。システム導入に付随する場合のみ対象とする。
対象機器等購入時の送料	○	
ホームページ制作	△	1 から新たにホームページ制作を行うことは事業拡大とはみなせない。すでにあるホームページに予約システムを導入するなど、事業の拡大につながる場合は対象となる場合がある。
付随する消耗品類	×	
法定福利費	×	

■申請

☐ オンライン申請は可能か？

→ 申請フォームから申請。内容の照会のため必ず連絡の取れるメールアドレスを記載してください。

☐ 他の補助金との併用は？ → 併用不可。

☐ 1 事業者あたりの申請件数は？ → 1 事業者につき 1 件。

☐ 補助額は税込？税抜？ → 税抜金額の 3 分の 2 を補助。

☐ 受付は先着順か？ → 先着順。



■実績報告

☐ 事業が 2/28（土）に完了した場合、実績報告期限は？ → 2/28（土）までに提出。

☐ 支払い証明としてレシートは使えるか？

→ 原則領収書を提出。発行できない場合は事前にデジタル戦略課へ相談。

■事業後（翌年度以降）

☐ 補助事業後の調査は行うのか？ → アンケート等で活用状況を確認予定。掲載